

決算特別委員会設置要綱

1 設置

令和 5 年度滋賀県歳入歳出決算および滋賀県公営企業決算を審査するため
滋賀県議会に決算特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会は、委員 15 人をもって構成する。

3 審査の範囲

委員会における審査の範囲は、次のとおりとする。

- （１）一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算および公営企業決算に
 についての審査
- （２）滋賀県基本構想の実施状況についての調査

4 審査の方法

- （１）委員会の審査日数は、５日程度とする。
- （２）審査は、原則として各部局ごとに行うものとする。
 なお、最終日は総括的質疑質問を行い採決するものとする。
- （３）委員会の報告は、11 月定例会議において行うものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長
が委員会に諮って定めるものとする。